

有料化とともに実施された併用施策等の調査結果について

1 他都市における併用施策の調査結果

(1) 中核市における併用施策集計表

市 名	併用施策（中核市）
旭 川 市	祝日収集の実施 分別収集の拡大
函 館 市	生ごみ処理機の購入補助制度導入など ごみ減量化・再資源化対策
長 野 市	家庭系剪定枝葉等の分別収集（資源物） 生ごみ自家処理実践講座
高 松 市	祝日収集の開始（H16.4～） 早朝のごみステーションパトロール 生活保護世帯に対する減免
下 関 市	再資源化推進事業奨励金制度 分別区分の見直し 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度 地区指導員の確保・育成
久 留 米 市	ごみ集積所登録制度発足 ボランティア袋の作成と各校区への配布
熊 本 市	集積所管理支援（世帯数により助成金を支給） 不法投棄対策（不法投棄巡視員の増員） 集団回収助成拡大
宮 崎 市	地域環境美化活動補助金（自治会助成金） 家庭用廃食用油リサイクル推進事業

本市調査 平成21年10月

(2) 県内市町村における併用施策集計表

市 町 村 名	併用施策（県内市町村）
能 代 市	資源化物の分別品目を追加
潟 上 市	生ごみ処理容器（コンポスト・EMバケツ）の購入半額助成 資源ごみのペットボトル専用袋の無料化（平成19年7月～）
大 仙 市	食品トレイ拠点回収 発泡スチロール拠点回収（年2回） レジ袋削減推進事業 電気式生ごみ処理機購入費補助金の拡充 資源ごみ集団回収補助金交付の開始 不法投棄監視の強化（監視カメラの導入、監視員による監視回数の増加）
由利本荘市	—
横 手 市	市町村合併に伴う有料無料の混在状態を全市統一した
湯 沢 市	分別収集の拡大
藤 里 町	—
八 峰 町	分別収集の拡大
三 種 町	—
八 郎 潟 町	分別収集の拡大
五 城 目 町	—
美 郷 町	有料ごみ袋サンプル品の事前配布 ごみ分別大辞典の全戸配布 集団回収奨励金の引き上げ 旧ごみ袋の買取補償（販売店のみ）
羽 後 町	分別収集の拡大 ステーション方式（集積場）での収集 ごみ収集車（パッカー車）の購入
大 潟 村	分別収集の拡大

本市調査 平成21年10月

(3) その他都市における併用施策集計表

市 名	併用施策（他都市）
八 戸 市	「八戸市不法投棄監視通報連絡会」の設立
長 岡 市	環境美化推進員制度の創設 町内会等への環境美化袋の交付 経済的弱者世帯やおむつごみが大量に出る世帯へ指定袋の補助 ごみ出しが困難な高齢者世帯等へのふれあい収集
上 越 市	環境パトロール事業の強化 生ごみリサイクル地域の拡充 生ごみ処理機等購入費補助の拡充
日 立 市	不法投棄監視パトロールの実施 環境美化協力員制度の創設 防鳥ネットの交換 リサイクル読本の作成、配布
水 戸 市	祝日のごみ収集(年末年始を除く) ボランティア清掃専用袋等の配布 生ごみ処理機購入費補助金の上限額の引き上げ 美化推進員制度
太 田 市	粗大ごみの戸別収集
調 布 市	戸別収集を実施(平成16年2月) ふれあい収集を実施(高齢者などの排出困難世帯救済策) 手数料減額免除制度の実施
町 田 市	戸別収集 ペットボトルの集積所収集
大 和 市	ごみの戸別収集(従前はステーション回収、有料化後戸別収集) 白色トレイ、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装を資源として回収 生ごみ処理容器等の購入補助率及び補助額の引き上げ リサイクルステーション(資源排出場所)の管理を、リサイクル推進員から自治会に変更 資源分別指導報奨金(月3,600円)をリサイクルステーション維持管理費(月4,000円)に変更
藤 沢 市	剪定枝の資源化(無料:戸別収集) 廃食油の資源化(無料:資源集積所での収集) 不法投棄対策の強化(警告センサーの増設、通報制度の確立、防止看板の増設) 家庭用生ごみ処理機購入補助金額の増額 可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集 ※いずれも有料化に先行して平成19年 4月 1日から実施
鳥 取 市	—
松 江 市	—
岡 山 市	てんぷら油の回収、ざつがみの回収、ボランティア袋の配布、カラス防護ネットの貸与 ごみステーション設置補助金(5万円/増額) 生ごみ処理容器購入費補助 住宅用太陽光発電システム設置等補助 監視カメラの設置
呉 市	有害危険ごみの分別収集 ごみステーションの管理助成 白色トレイの拠点回収 高齢者または障害者のみの世帯の戸別収集
佐 賀 市	ごみステーションパトロール員を増員 資源物集団回収奨励金交付制度の実施 家庭系ごみの直接搬入を有料化
那 覇 市	生ごみ処理機助成金額を20,000円から30,000円へ増額

本市調査 平成21年10月

2 他都市の併用施策について

他都市の結果を集計すると、家庭系ごみの有料化にあわせて、ほとんどの自治体が併用施策を実施しています。相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量化及びリサイクルの推進が可能になります。また、有料化の実施に伴い、町内会等と連携して不適正なごみの排出抑制に向けた取り組みを推進することで排出ルールの遵守と不法投棄などを防止する体制づくりを構築している市町村が増えています。

(1) ごみの減量化およびリサイクルを推進する施策

項目	内容
集団回収の普及促進	町内会および子供会等の市民団体が自主的に取り組む資源集団回収の普及拡大を推進することにより、環境学習、適正分別によるごみの減量等に役立ちます。
資源化物の祝日収集	資源化物の収集を、家庭ごみと同様に年始を除き年間を通じて祝日も収集することで、排出における統一性が図られ、市民サービスの向上に役立ちます。

(2) 環境美化を推進する施策

項目	内容
環境活動への支援	町内会などの一定規模以上で実施するクリーンアップ等のボランティア活動については、専用ごみ袋を事前に無料配布するほか、規模によって、収集車を手配することで、地域の環境美化の推進に役立ちます。

(3) ごみの不適正排出防止に向けた施策

項目	内容
不適正排出への監視および指導	市職員と町内会等が連携しながら不適正なごみの排出を防止する環境づくりを構築するとともに、ごみ集積所の管理として町内会等を支援することで、監視・指導体制の強化を図ることができます。
不法投棄パトロールの強化	不法投棄監視パトロール及び不法投棄監視員体制を強化するとともに、広報等による啓発のほか、監視カメラや警告看板を増設することにより、不法投棄を防止することができます。

3 その他

その他、今回の調査で、他都市からの意見等を参考にすると、制度設計上、以下の点が重要であると考えられます。

- (1) ごみ有料化の周知
- (2) 減免措置
- (3) 移行期間の調整